

独立行政法人国立美術館契約監視委員会規則

平成21年12月1日 国立美術館規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく独立行政法人国立美術館契約監視委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の事務)

第2条 委員会の事務は次のとおりとする。

- 一 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検
- 二 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の締結した契約の点検
- 三 国立美術館が締結する契約の適正化に関する意見の具申

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

- 2 委員は、国立美術館の監事のほか、外部有識者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 監事を除く委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任することができる。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。委員長は、委員会の議事を整理する。

(会議の開催等)

第4条 委員会は、原則として年2回会議を開催するものとする。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 委員会の議事概要（委員の氏名及び職業を含む。）及び意見具申の内容は、公表するものとする。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、国立美術館法人本部事務局において処理する。

(その他)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事項については、その議事に加わることはできない。

- 2 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後においても同様とする。
- 3 委員会に対して行う物品・役務等に係る契約の報告の様式は、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、委員会は、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している平成19年度以前に締結された複数年契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、点検及び見直しを行うこととする。
- 3 第3条第4項の規定にかかわらず、本規則に基づきはじめて委嘱される委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。